

## コネクトカメラレンタル約款

### 第1条（総則）

株式会社アービズ（以下「当社」という）は、第3条に定めるコネクトカメラレンタルサービス（以下「本サービス」という）の提供に関する諸条件について、以下の通りコネクトカメラレンタル約款（以下「本約款」という）を定めます。

### 第2条（用語の定義）

本約款における用語を、次の各号の通り定義します。

- (1) 「コネクトカメラ」とは、本サービスにおいてレンタルされるデータ通信 SIM カードを使用してデータ通信可能なカメラをいいます。
- (2) 「データ SIM」とは、本サービスにおいてレンタルされるデータ通信 SIM カードをいいます。
- (3) 「レンタル端末」とは、コネクトカメラ及びデータ SIM の総称をいいます。
- (4) 「申込者」とは、レンタル端末について、本サービスの利用を希望する法人または個人及び本サービスを利用する法人または個人をいいます。
- (5) 「利用者」とは、申込者から許諾を受け、実際にレンタル端末を使用する申込者個人、申込者の役員、従業員等、申込者の業務に従事する者をいいます。

### 第3条（本サービスの内容）

当社は、申込者の選択に従い、以下の各号に定めるサービスを申込者に提供します。なお、本サービスの提供地域は日本国内に限られます。

- (1) コネクトカメラ・リースタイプ コネカメガード（クオリティー回線）

コネクトカメラとデータ SIM のセットをレンタルするプランです。

当社から申込者へコネクトカメラをリースし、申込者はデータ通信サービスを利用できます。

クオリティー回線とは、通信速度 1 Mbps、1 ヶ月約 30 時間のデータ通信容量を利用できるプランです。

### 第4条（データ通信サービスの内容）

- 1 データ通信サービスの通信区域は、日本国内において株式会社 NTT ドコモが提供する「LTE (Xi (クロッシィ)) のサービスエリア (3G 契約の場合を除く)」及び「FOMA のサービスエリア (以下「申込者回線」といいます)」となります。本サービスは、接続されている端末機器が、通信区域内に在圏する場合に限り、利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波の伝わりにくい場所では、通信を行なうことができない場合があります。

※「Xi」「Xi/クロッシィ」「FOMA/フォーマ」は、株式会社 NTT ドコモの商標または登録商標

- 2 データ通信サービスの通信速度は、最大通信速度を保証するものではありません。通信設備や端末機器、配線状況、無線基地局設備から申込者回線の終端までの距離などにより、本サービスの通信速度は低下することがあります。
- 3 データ通信サービスは、株式会社 NTT ドコモの移動無線通信に係る通信網において通

信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合、又はその他株式会社 NTT ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は当該場合において申込者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

- 4 前項に定める事項のほか、データ通信サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。
- 5 第三者の責に帰すべき事由により生じたデータ通信サービスの利用不能によって、申込者が損害を被った場合、当社は、当該損害を被った申込者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償額（以下「損害限度額」という）を限度として、損害の賠償をします。
- 6 前項の損害を被った申込者が複数ある場合、当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての申込者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。
- 7 前項において、申込者が被った損害額の合計額が損害限度額を超える場合、各申込者に対し支払われることとなる損害賠償額は、当該申込者の損害額を、当該損害を被った全ての申込者の損害額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。
- 8 当社は、申込者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、他の定めがある場合を除き、賠償の責任を負いません。
- 9 申込者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について、当社が当該第三者に損害の賠償をした場合、当社は申込者に対し当該賠償について求償することができるものとします。

#### 第5条（約款の変更）

当社は申込者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合には、当社は変更後の本約款を第28条に定める方法により申込者に通知するものとし、以降、変更後の約款が適用されるものとします。

#### 第6条（レンタル料金）

- 1 本サービスにおけるレンタル料金は、別途当社より申込者に提示し、申込者より提出されるコネクタカメラレンタル契約申込書（以下「申込書」という）に記載されるものとします。
- 2 レンタル料金は、利用開始については利用開始日からの日割り計算となります。利用終了については、利用終了日の属する月末までの請求となり、月途中の利用終了であっても日割計算は行いません。
- 3 申込者は、レンタル料金を当社に支払うものとします。
- 4 料金等の計算において、計算結果に1円未満の端数が生じた場合その端数を切り捨てます。
- 5 申込者が当社に対し、本契約、約款及び個別契約にもとづく料金等の債務を支払う場合、当該債務に消費税相当額を併せた額を当社に支払うものとします。消費税が変動した場合は、全ての料金について相当額を反映させていただきます。

#### 第7条（レンタル期間）

レンタル期間は、申込者のレンタル端末の受取日より起算し、返却の申出をした月の属する

月末で解約するものとします。

#### 第8条（申込）

- 1 申込者は、予め本約款に同意の上、申込書に必要事項を記入し、当社に提出します。
- 2 当社は、申込者からの申込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申込みの承諾、または拒絶を決定します。当該審査の結果、次の各号に定める事由に該当する場合、当社は申込みを拒絶することがあります。
  - (1) 申込者が本契約、約款及び個別契約の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
  - (2) 申込みに際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合
  - (3) 過去に申込者が第22条第1項に基づき本サービスの全部もしくは一部の提供を停止され、または契約を解除されたことがある場合
  - (4) 申込者が実在しない場合
  - (5) レンタル端末が申込者指定の住所に届かず、未着荷の状態が1週間以上続いたとき
  - (6) 過去に当社が貸与するレンタル端末の返却義務を申込者が怠ったことがあるとき
  - (7) その他当社が不相当と認めた場合
- 3 前項により申込みを拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。
- 4 当社は、申込みを承諾した場合、申込者に申込み手続完了およびレンタル端末納品予定日を通知します。なお、当社において申込み手続が完了した時点で、当社と申込者の間に本約款に基づくレンタル契約（以下「本契約」という）が成立するものとします。
- 5 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、公的書類、その他の書類の提出を要求する場合があります。申込者から当該書類の提出が行われない場合、当社は申込者に対し、第1項に基づく申込みの承諾を留保又は拒絶できるものとします。

#### 第9条（申込の取消し）

- 1 申込者は、前条の申込みを取消す場合、納品予定日の7日前までに、当社に対しその旨を通知するものとします。当該通知が納品予定日の6日前以降、利用開始日までに行われた場合には、申込者は、キャンセル料として1ヶ月分のレンタル料金を支払うものとします。利用開始日以降、申込みの取消しはできません。
- 2 申込者による申込みの取消しが、当社のレンタル端末の発送手続後に行われた場合、申込者は、レンタル端末を未使用の状態、レンタル端末の受取日から1週間以内に当社に到着するよう返却するものとします。1週間以内にレンタル端末が当社に到着しない場合、第19条第1項による解約として取り扱うものとします。

#### 第10条（レンタル端末の引渡し）

- 1 当社は、レンタル端末を申込者の指定する場所に発送、又は代理店経由でお渡しします。ただし、指定する場所は、申込者の日本国内の事業所所在地に限ります。
- 2 当社からレンタル端末を申込者の指定する場所に発送した場合及び、代理店からレンタル端末を引き渡した場合、申込者は、当社が発送したレンタル端末を受領した事実を証するため、レンタル端末の受取日から1週間以内に当社所定のレンタル物件借用書兼受領書を当社に返送するものとし、当該期限内に返送がなされない場合、当社は本サービスの提供を停止し、または本契約を解除することができるものとします。

#### 第 11 条（レンタル端末の利用）

- 1 申込者は、レンタル端末の受取日より本サービスを利用することができます。
- 2 申込者は、申込者本人、申込者の役員、従業員等、自己の業務に従事する者以外の者に、利用者としてレンタル端末を利用させないものとします。
- 3 申込者は、利用者に本約款の規定を遵守させることとします。
- 4 申込者は、レンタル期間中、レンタル端末を海外へ持ち出さないものとし、利用者に対してもこれを遵守させるものとします。
- 5 申込者は、違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてレンタル端末またはデータ通信サービスを利用しないものとし、利用者に対してもこれを遵守させるものとします。

#### 第 12 条（レンタル端末の使用保管）

- 1 レンタル端末の所有権は当社に帰属します。
- 2 申込者は、善良な管理者の注意をもって、レンタル端末を使用、保管し、この使用、保管に要する諸費用は申込者の負担とします。
- 3 申込者は、次の行為をすることができません。
  - (1) 当社の書面による事前の承諾を得ることなくレンタル端末を第三者に譲渡、転貸すること、または改造（アプリケーションのインストールを除く）すること
  - (2) レンタル端末について質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること
  - (3) コネクトカメラからデータ SIM を取り外すこと
- 4 申込者がレンタル端末の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル端末自体またはその使用、保管に関して、第三者に損害を与えた場合は、申込者がこれを賠償するものとします。
- 5 申込者は、レンタル端末について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。
- 6 当社のサポート内容によっては、申込者が設置しているコネクトカメラにアクセス、ならびに設定を変更する場合があります。

#### 第 13 条（担保責任）

申込者がレンタル端末の引渡しを受けた後、2 週間以内にレンタル端末の性能に関する不具合等につき当社に対して通知をしなかった場合、レンタル端末は契約不適合でない状態で申込者に引渡されたものとみなします。

#### 第 14 条（レンタル端末の保証）

- 1 レンタル端末の引渡し後、正常に使用した状態で、レンタル端末のハードウェア部分の通常利用時の故障（以下「自然故障」という）が生じた場合、当社はレンタル端末を同等品に交換します。ただし、次の各号に定める不具合は自然故障には該当しないものとします。
  - (1) ハードウェアに起因しない不具合（例：申込者の閲覧環境による不具合、ウィルス感染による不具合等）
  - (2) レンタル端末の機能に影響のない不具合・故障ではない場合（レンタル端末の機能に

影響しない汚れ、キズ等)

- 2 申込者または利用者の責（破損等）によってレンタル端末が故障した場合は、有償による預かり修理となります。
- 3 レンタル端末の引渡し後、データ SIM の故障が生じた場合、当社は、第 15 条に基づき対応します。

#### 第 15 条（レンタル端末交換・修理の申し込み）

レンタル端末の故障時の端末交換・修理については、以下の受付窓口に応じるものとし、当社のサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にて対応するものとします。

・サービス窓口：株式会社アービズ コネクトカメラ部門

電話番号 089-948-4538

受付時間 9:00～17:00（土日祝日および当社が指定した日を除く）

住所：愛媛県松山市井門町99-1

#### 第 16 条（レンタル端末交換・修理の手続き）

- 1 申込者は、前条に基づきレンタル端末の故障を申し出た上でサービス窓口へコネクトカメラ及びデータ SIM を送付するものとし、レンタル端末の送付にあたっては、故障が生じたコネクトカメラ、SIM カード（データ SIM）、メモリーカード、アダプター、付属品等納品時のままの状態当社に引き渡すものとします。レンタル端末の送付に要する費用は、当社の負担とします。
- 2 前項に基づき送付されたレンタル端末は、サービス窓口にて診断を行います。レンタル端末の診断の結果、自然故障と判定した場合、同等品のレンタル端末を申込者に送付します。自然故障以外の場合、サービス窓口より、申込者に有償修理にかかる部品代、工料の見積もりを行います。申込者は、見積もり連絡を受けた場合、以下の各号の何れかの取り扱いを指定するものとします。なお、サービス窓口にて修理不能と判定した場合は、第 18 条第 1 項に従うものとします。
  - (1) 有償修理  
サービス窓口にて見積もり内容に合った修理を行います。この場合、申込者は有償修理に係る費用を支払うものとします。
  - (2) 未修理返却  
サービス窓口にて、診断の結果、修理対応が不要（異常無し）と判断した場合、有償修理をせずに申込者へ返送します。
- 3 サービス窓口から申込者にレンタル端末（交換品を含む）の返却、送付を行う場合、サービス窓口よりお届け日時（以下「お届け日時」という）を申込者に案内し、レンタル端末の発送元に返送します。申込者は、返送先として任意の場所を指定することはできません。サービス窓口から申込者へのレンタル端末の返送、送付に要する費用は、当社の負担とします。なお、天候、交通事情等の理由により、返送予定の日時に遅れる場合や、お届け日時を変更する場合があります。
- 4 お届け日時に、申込者がレンタル端末を受領することができない場合、後日、料金着払いにて再返送します。
- 5 申込者は、本条第 2 項第 1 号および第 2 項第 2 号、ならびに第 18 条に基づく費用については、当社に支払うものとします。

#### 第 17 条（レンタル端末交換・修理申込時の注意事項）

申込者は、レンタル端末の交換、修理の申込みにあたり、以下の事項に同意するものとします。

- (1) 第 16 条第 1 項に従い、レンタル端末を送付する場合、故障が生じたコネクタカメラ、SIM カード（データ SIM）、メモリーカード、アダプター、付属品等納品時のままの状態  
で当社に引き渡すものとします。
- (2) 当社に引き渡したレンタル端末または記録媒体に保存されている撮影映像・録音などの  
データ（以下「保存データ」という）について、当社は一切責任を負いません。故障した  
レンタル端末の送付にあたり、自己の責任および費用負担にて必要なデータをバックアッ  
プするものとします。

#### 第 18 条（レンタル端末の滅失・毀損）

- 1 申込者がレンタル端末を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の  
制限を含む）した場合、申込者は修理費用を負担し、修理不能等の場合には、5 万円（税  
別）を支払い、端末交換を受けるものとし、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償する  
ものとします。ただし、当社の責による事由の場合は、この限りではありません。なお、申  
込者が修理または交換を行わず、レンタルの終了を希望する場合でも同様とします。
- 2 申込者がデータ SIM を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）または毀損（所有権の制  
限を含む）した場合、有償でデータ SIM の再発行（5,000 円（税別）／台）を受けるもの  
とし、当社に損害が生じた場合にはこれを賠償するものとします。ただし、当社の責によ  
る事由の場合は、この限りではありません。

#### 第 19 条（解約）

申込者が本契約を解約する場合、当社所定の方法にて解約の申し入れを行うものとし、当該  
申し入れを行った日が属する月の末日をもって解約とします。

#### 第 20 条（利用の制限）

当社は電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しく  
は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の  
確保又は秩序の維持に必要な通信、その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に  
取り扱うため、申込者による本サービスの利用を制限することができるものとします。

#### 第 21 条（利用の中止）

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、申込者に対する本サービスの提供を中止するこ  
とができるものとします。
  - (1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
  - (2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止するときは、申込者に対し、あらかじめ  
その旨を通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではあり  
ません。
- 3 当社は、前条、本条第 1 項又は次条に基づく本サービスの中止、利用制限及び停止等によ  
り、申込者に損害その他の不利益が生じたとしても、何ら責任を負うものではありません  
（利用料等は通常どおり請求させていただきます）。

## 第 22 条（当社による本サービスの提供停止・契約の解除）

- 1 当社は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止、または本契約を解除することができます。その場合、申込者は、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、債務全額を直ちに当社に支払うものとします。また、当社は、申込者から既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
  - (1) 申込者（利用者を含む）が本約款に違反した場合
  - (2) 申込者が当社の指示を遵守しなかった場合
  - (3) 申込者において手形または小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 申込者と連絡が取れなくなった場合
  - (5) 申込者が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
  - (6) 申込者に対して破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
  - (7) 申込者がレンタル料金を支払わない場合
  - (8) 本サービスの申込みにおいて、届け出た内容に変更があったにもかかわらず、変更の届出を相当期間怠ったと当社が判断した場合。
  - (9) その他、申込者に不適切な行為があると当社が判断した場合
  - (10) 当社による本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 本条の規定は当社からの損害賠償請求を何ら妨げるものではないものとします。
- 3 当社は、天災地変、戦争等の不可抗力、その他非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断、または停止することができます。これにより申込者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

## 第 23 条（レンタル端末の返還）

- 1 レンタル期間の満了により本契約が終了した場合、申込者はレンタル端末を当社に返還するものとします。なお、レンタル端末に蓄積された保存データがある場合には、当該データを消去した上で返還するものとし、返還を受けたレンタル端末に保存データが残存する場合、保存データの漏洩等に起因して申込者、利用者または第三者に生じた損害に関して当社は一切責任を負いません。
- 2 前項において、レンタル端末が返還されない場合、当社が別段の取扱いを定めた場合を除き、申込者は第 17 条に準じた亡失負担金を、当社または当社の指定する先に支払うものとします。
- 3 当社は申込者からレンタル端末の返却を受けた場合、レンタル端末及びクラウド内の画像を速やかに削除します。

## 第 24 条（引渡し・返還の費用負担）

レンタル端末の引渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用は、当社支払いとします。

## 第 25 条（支払遅延損害金）

申込者が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、申込者は当社に対し、支払期日の

翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 26 条（消費税等の負担）

申込者は当社に対し、法令に基づく消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとします。

#### 第 27 条（登録事項の変更届出）

申込者は、氏名、法人名、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、当社への届出内容に変更が生じた場合、速やかに当社指定の方法で届け出るものとします。

#### 第 28 条（通知の方法）

本約款および本サービスに係る事項について、当社から申込者に対する通知の方法は、書面、電子メール（ショートメールサービス等）、電話、当社が運営するウェブサイトへの掲示等、当社が指定する方法によるものとします。

#### 第 29 条（権利義務の譲渡制限等）

- 1 申込者は本サービスの提供を受ける権利を第三者に、譲渡、名義変更、売買、質権その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。ただし、当社が定める方法により申込者から当社に対して事前に書面による通知を行ない、当社が承諾した場合はこの限りではありません。
- 2 当社は、一定の期間、申込者に本サービスの料金の不払い等がある場合、当社が申込者に対して有する料金や、その他の債権を、法務省の認可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとし、申込者はこの債権譲渡を予め承諾するものとします。

#### 第 30 条（損害賠償）

当社に故意または重大な過失があった場合を除き、当社が本契約に関連して申込者に損害を与えたいかなる場合においても、当社の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます）は含まないものとし、また、申込者よりレンタル料金として支払われた金額を上限とします。

#### 第 31 条（免責事項）

前条の規定にかかわらず、当社は、以下の事由によって発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

- (1) 当社が実施した修理に起因するレンタル端末内の保存データ破損・消失またはレンタル端末の輸送中のレンタル端末内のデータの破損・消失
- (2) レンタル端末が故障により使用できなかったことによる損害および修理期間中に申込者がレンタル端末を使用できなかったことによる損害

#### 第 32 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとします。

#### 第 33 条（法令等の遵守）



- 1 当社および申込者は、本契約の履行に際し、関係する法令を遵守するものとします。
- 2 当社および申込者は、政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下「指針」という）を相互に尊重し、本契約の締結をもってそれぞれ自己が下記の各号の一に該当しないこと、および、今後もこれに該当する行為を行わないことを表明・保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、または反社会的勢力であったこと
  - (2) 役員または実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと
  - (3) 親会社または子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）が前二号のいずれかに該当すること
- 3 当社および申込者は、本契約の履行に関連して、下記の各号の一に該当する行為をしてはならない。
  - (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または相手方の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
  - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害すること
  - (3) 相手方に対して指針が排除の対象とする不当要求をすること
  - (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること
  - (5) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
  - (6) 親会社または子会社が前五号のいずれかに該当する行為を行うこと

#### 第34条（秘密保持）

- 1 当社および申込者は、本契約に関連して知り得た相手方の全ての情報を秘密として厳重に管理するものとし、書面による相手方の事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約の履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りではありません。
  - (1) 公知・公用のもの。
  - (2) 知得した後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
  - (3) 知得した際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。
  - (5) 知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。
  - (6) 法令に基づき開示されるもの。
- 2 前項の規定に拘らず、当社は、本契約の履行に必要な範囲で、業務委託先等の第三者に申込者の秘密情報を開示できるものとし、この場合、当該第三者に対し前項と同等の秘密保持義務を課すものとします。
- 3 当社および申込者は、本サービス提供のために必要な範囲で相手方の秘密情報を複製することができるものとし、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。

#### 第35条（申込者の個人情報の取扱い）

- 1 本サービスにおいて申込者から当社に提供された申込者の個人情報は、申込者への連絡、レンタル端末の送付等、本サービス提供のためのみに使用し、法令および当社の内部規程に基づき管理します。

- 2 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、申込者の個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。
- 3 その他、個人情報の取扱いの詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。<https://www.earvin-s.com/privacypolicy>

#### 第 36 条（裁判管轄）

当社および申込者は、本契約について的一切の紛争は、訴額のいかんにかかわらず松山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第 37 条（特約条項）

本契約について、申込者と当社が別途書面により特約した場合は、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完および修正するものとします。

以上

2020 年 12 月 15 日